

い　みず 射水市 農業委員会だより

第 14 号

平成31年3月 発 行

◆編集発行◆

射水市農業委員会

〒939-0292

射水市小島703番地

射水市役所 大島分庁舎

電話 51-6685



ごあいさつ

射水市農業委員会 会長 舟木 康眞

射水市農業委員会だより第14号の発行にあたりご挨拶を申し上げます。

日頃より農業委員会活動に対しまして、深いご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

改正農業委員会法が施行され、改選による農業委員会新体制下で1年目という中で農地の貸借や売買、農地転用等の審議等の活動を実施してまいりました。特に求められる活動として農地利用の最適化（担い手への農地集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）が挙げられます。農業委員会では、毎年、利用状況調査（農地パトロール）を各地区の農業委員が実施し、遊休農地の発生防止・解消、担い手への積極的な集積等に重点を置いて活動しています。

近年では、少子高齢化、若者の農業離れ等の環境の変化に伴い、農地の売買、貸借の相談が増加傾向にあります。今後、農業委員の役割はますます重要になってくるものと考えられます。

私たち委員は、地域農業の発展のため、農地利用の最適化を推進し、皆様のご期待に応えられるよう尽力していく所存でございますので、ご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。



目 次

- | | |
|---------|-------------------------------|
| 1 P | 会長あいさつ |
| 2 ~ 3 P | 農業委員会活動報告 |
| 4 P | 農業経営基盤強化促進法等の一部改正について |
| 5 P | 農業委員会からのお知らせ |
| 6 P | 農業委員会委員及び担当地区 |
| 7 P | 農業者年金に加入しましょう |
| 8 P | 農地参考賃借料について
農作業標準料金・賃金について |

農業委員会活動報告

先進地視察（石川県）

平成30年6月27日(水)～6月28日(木)

石川県の「中能登町農業委員会」と「株式会社スギヨファーム」を視察しました。中能登町農業委員会は法人設立による大規模化、効率化と「能登野菜」等の取り組みの一つとして農地の大区画化や地下水位制御システムの整備、用水とのパイプライン化により生産コストの低減や農業用水供給の安定化のほか、高収益野菜の導入を可能にするなど生産性の向上を図っており、その導入過程について説明を受けました。また株式会社スギヨファームでは、耕作放棄地を利用して野菜や果樹を栽培し、自社工場で農産加工品や水産加工品として加工・販売するほか、農家レストランも経営しており、その経緯や経営について説明を受けました。また双方について意見交換を行い、有意義な研修となりました。



農業委員会と農業者との意見交換会

平成31年2月27日(水)

農業委員会と農業者との意見交換会を開催しました。当日は、市担い手連絡協議会役員、農業委員会運営委員、営農組織、農政局、県農林振興センター、JAなどから19名の参加がありました。



北陸農政局富山県拠点地方参事官室 木下総括農政推進官から、「米をめぐる状況について」説明を受け、その後、意見交換を行いました。参加者からは、農業経営で苦労していること、感じていること、新規就農や農業機械の更新に関する補助金の要望など様々な意見が出されました。意見交換会で出された意見は、富山県農業会議で集約され、県段階における建議に資するとともに、全国農業会議所の政策提案に反映されます。

農業委員会委員研修会

平成31年3月6日(水)

農業委員会総会前に富山県農林水産部農業経営課田村主任を講師にお迎えし、委員研修会を開催しました。講師からは、昨年11月に一部改正された農業経営基盤強化促進法等の概要(相続未登記農地等の利用促進、農業用ハウスの底面を全面コンクリート張りした場合の取扱い)について説明があり、出席した農業委員より活発な質疑応答がありました。



女性の農業委員会活動推進シンポジウム

平成31年3月6日(水) 砂防会館(東京都千代田区)

東京都千代田区の砂防会館にて「未来につなげよう！地域の農業と農地」のテーマのもと、都道府県農業会議と府県女性農業委員会組織の主催による女性の農業委員会活動推進シンポジウムが開催され、全国の女性農業委員、農地利用最適化推進委員等490名が参加しました。

当日は、一般社団法人会議ファシリテーター普及協会の釘山健一講師による「農業の未来は明るいぞ！～これから



の農業は女性の笑顔と楽しい対話が変える～」と題する講演やパネルディスカッション等が行われ、参加者は熱心に聞き入っていました。パネルディスカッションでは、3名のパネラーにより農地利用の最適化の実践について意見交換が行われました。

当委員会からは、2人の女性農業委員がこのシンポジウムに参加しました。



受賞おめでとうございます。

富山県農業会議所会長表彰

永年にわたり、農業委員活動に精励した農業委員に表彰されるものです。

(永年勤続農業委員9年) 横山 實 委員(北高木)

山下 隆之 前委員(青井谷)

情報活動優良農業委員等表彰(個人表彰)

農業新聞の普及に貢献した農業委員に表彰されるものです。

稻垣 潔 委員(大門本江)

農地を相続したら届出を

農地の権利を相続等で取得したときは、農業委員会に届け出をしてください。



■購読の申込みは市町村農業委員会へお気軽に連絡ください。
■発行所
全国農業会議所
〒102-0084
東京都千代田区二番町9-8
中央労働基準協会ビル2F
電話 03-6910-1130
ホームページ
<http://www.nca.or.jp/shintun>

農業経営基盤強化促進法等の一部改正について

平成30年11月16日施行の「農業経営基盤強化促進法」及び「農地法」の改正により、共有者が不明で貸付けが難しかった相続未登記農地の貸借が可能となり、底面がコンクリート張りの農業用ハウス等は一定の要件を満たせば農地として取り扱われるようになりました。

1 相続未登記農地等の利用の促進

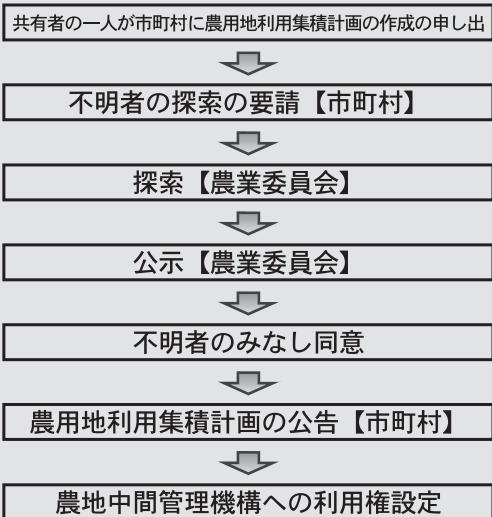
背景

国内の全農地の約2割(93.4万ha)を占める相続未登記農地等は、共有者の探索等が障害となり、農地の集積・集約化を阻害している。

改正法の概要

- (1) 所有者不明農地について、相続人の一人(固定資産税等を負担している者等)が農地中間管理機構に貸付けすることができるよう、農業委員会の探索・公示手続きを経て、不明な所有者の同意を得たとみなすことができる制度を創設。農業委員会による不明者の探索は、一定の範囲に限定。
(基盤強化法第21条の2～第21条の4、農地法第32条)
- (2) 共有持分の過半を有する者の同意((1)のみなし同意を含む。)を得て、または、知事裁定を経て設定される利用権の存続期間の上限を「5年」から「20年」に延長。
(基盤強化法第18条第3項第4号、農地法第39条第3項)

制度の大まかな流れ



2 底面の全部がコンクリート等で覆われた農業用施設の取扱い

背景

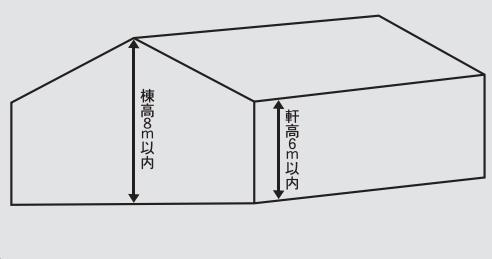
農作物栽培の効率化・高度化を図る観点から農業用ハウスの底面を全面コンクリート張りしようとする場合、農地転用許可が必要となり、農地のまま設置することができない。

改正法の概要

- (1) 農業用ハウス等(農作物栽培高度化施設)を農地に設置するにあたって、あらかじめ農業委員会に届け出た場合には、内部を全面コンクリート張りとした場合であっても、一定の要件を満たせば農地転用に該当しないものとする。(農地法第43条、第44条)

「農作物栽培高度化施設」の主な基準

- ・ 高さ 棟高8m以内、かつ軒高6m以内。
階数は1階のものに限る。
- ・ 日影 屋根や壁面を透過性のない素材で
覆う場合は、周辺の農地に2時間
以上日影ができないよう距離を設
ける。



農業委員会からのお知らせ

毎年 農地利用状況調査（農地パトロール）を実施しています。

農地法に基づき、遊休農地の状況把握等のため、農地の利用状況調査を実施しています。

耕作放棄地、農地法に基づく許認可などを受けた土地の利用状況の確認や、遊休荒廃農地の早期発見等、現状把握を行っています。

なお、調査結果により、遊休農地と判定した場合は、必要に応じて農地所有者の方へ利用意向調査を送付します。

遊休農地とは？

- ①1年以上にわたり耕作されておらず、今後も耕作される見込みがない農地
- ②周辺の農地と比べて、利用の程度が著しく劣っている農地

お問合せ先 射水市農業委員会事務局 （TEL 0766-51-6685）

※ 遊休農地や遊休農地のおそれがある農地がありましたら、担当の農業委員にご相談ください。調査のため、農地に立ち入ることや所有者等にお話を伺うことがあります。ご理解とご協力ををお願いします。

農地の許可申請受付のお知らせ

農地または採草放牧地の権利移動や転用行為について、農地法に基づき許可申請を行う必要があります。

権利移動や転用行為により、許可基準や申請書類が異なりますので、事前に農業委員会事務局へご相談ください。

申請書類の受付 毎月20日締切（土・日・祝日の場合はその前日）

※ 期限厳守をお願いします。

※ 市街化区域内の農地の転用の届出については随時受け付けます。

総会日程 每月6日前後

※ 総会日程は都合により変更になる場合があります。

他法令により制限を受けるもの（都市計画法による住宅等の建築に係る制限、埋蔵文化財調査など）については、事前に関係機関と協議をしてください。

無断転用は違法行為です！

許可を受けずに、農地を農地以外（宅地・雑種地など）にすることは、所有農地であっても農地法違反となります。罰則もありますので、ご注意ください。

農業振興地域の農用地区域内や第1種農地などは原則として転用ができません。

いろいろなケースが考えられますので事前に農業委員会事務局にご相談ください。

一度農地以外のものにされると元にもどすことが困難になりますので、適正な農地の管理をお願いします。

農業委員会委員及び担当地区 —— 農地などの相談は農業委員に!

会長 舟木 康眞

会長職務代理者 前田 進



新湊・塚原
(国道8号北側)



片口・七美

森
敏朗



本江・海老江・堀岡

石庭
文男



作道(作道・野村・布目・
高木・殿村)

明石
茂



作道(津幡江・久々湊・
沖・今井・鏡宮)

有沢
敏博

《新湊地区》



金山



池多

松山
宗則



戸破

山谷
孝芳

《小杉地区》



塚原
(国道8号南側)



新湊・塚原
(国道8号北側)



黒河



黒河

土合
正夫



大江

砂原
仁志



橋下条



三ヶ



富下
勉



堀
正



前田
進



山本
克伸



稻垣
潔

浅井(西広上・広上・
上条・島)

水戸田

櫛田(本村・牧田・西村・
布目沢・小泉)

櫛田(新田・松原・宮新田・
山ノ谷・大久保・竹原・
梅木・荒町・円池)



進藤
久司



樋上
豊

加茂・下村三箇

白石・倉垣小杉・
摺出寺・八講



村上
利之



横山
實



浅井(堀内・下条・土合)

自然災害から農家を守ります
NOSAIとやま

富山県農業共済組合

○本 所
富山市安養寺340番地1
電話：076-461-5333

○高岡地域農業共済センター
高岡市北島325-2
電話：0766-28-0200

Kubota
株式会社 北陸近畿クボタ

大門営業所 52-0242
小杉営業所 55-0087

農業者年金に加入しましょう

しっかり積み立て！ 安心で豊かな老後を！

農業者の方なら
広く加入できます。

- ① 国民年金の第1号被保険者で
- ② 年間60日以上農業に従事する
- ③ 60才未満の方なら

だれでも加入できます。

少子高齢時代に
強い年金です。

自らが納めた保険料とその運用収入を、将来受給する年金の原資として積み立てていき、この年金原資の額に応じて年金額が決まる積立方式(確定拠出型)の年金です。

加入者・受給者の数に左右されにくい安定した年金制度で、運用利回りの状況などで、保険料が引き上げられることもありません。

保険料の額は
自由に決められます。

自分が必要とする年金額の目標に向けて、自分で保険料を決められます。(通常加入は月額20,000円から67,000円までの間で千円単位で選択)。農業経営の状況や老後設計に応じていつでも見直すことができます。

農業者年金の内容、加入手続き等の詳細については、JAいみず野、または農業委員会にお問い合わせください

農業者年金を受給されている方へ

受給権者現況届の提出をお忘れなく！

現況届の提出は、引き続き年金を受給する資格があるか否かについて、毎年、届出により確認するためのものです。

届出用紙は、5月末頃に農業者年金基金から直接受給者へ送付されます。

必要事項を記入し、6月末までに射水市農業委員会窓口(大島分庁舎)へ忘れずに提出してください。
なお、期限内に提出されない場合は、年金の支払いが差し止められることがありますのでご注意ください。



公的年金ならではの税制上の
優遇措置があります。

支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税の節税(支払った保険料の15~30%程度)につながります。(民間の個人年金の場合は、控除額の上限は5万円(平成24年1月1日以降の保険契約については40,000円)です)。また、保険料などの年金資産の運用益は非課税です。

終身年金で80歳までの
保証付きです。

年金は生涯支給されます。仮に加入者・受給者が80歳前に亡くなっただ場合でも、死亡した翌月から80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の現在価値に相当する額が、死亡一時金として遺族(一定の要件をみたした者)に支給されます。

農業の担い手には、手厚い政策支援(保険料の国庫補助)があります。

認定農業者で青色申告をしているなど、農業の担い手となる方には、国から月額最高1万円の保険料補助があります。

◎ 農地参考賃借料について

農地法改正により標準小作料制度が廃止されましたが、農地の貸し手、借り手に公平な農地賃借料の目安を示すことが求められていることから、従来の算定方法に基づいて農地参考賃借料を示すことにしております。

農地参考賃借料(10a当り)

区分	収量	参考賃借料	参考(前回賃借料)
田	1 560kg	11,700円	12,700円
	2 550kg	10,000円	10,800円
	3 540kg	9,000円	9,800円
	4 530kg	8,100円	8,800円
	5 520kg	6,300円	6,800円
	6 510kg	4,400円	4,800円

- ※ 農地参考賃借料については、水稻のみの算定を行いました。
- ※ この参考賃借料は、ほ場整備された1区画30アールを基準とした10アール当たりの賃借料としました。

このほか、土壤の肥沃度(収量)、ほ場の形状、畦畔等の草刈り面積等を勘案し貸し手・借り手双方が協議し決定するものとします。

- ※ 農地参考賃借料の適用期間は、平成30年産分から平成32年産分までの3年間を適用期間とします。
- ※ これまで適用地域を区分していた新湊地区・小杉地区の農地参考賃借料を示すと次のとおりとなります。

地 区		参 考 賃 借 料	備 考
新湊地区	塚原・作道・片口・七美(市街化調整区域)・本江地区	9,000円	上記区分3
	新湊・海老江・七美(市街化区域)地区	6,300円	上記区分5
小杉地区	小杉(戸破・三ヶ・橋下条)・大江地区	8,100円	上記区分4
	金山・黒河・池多地区	4,400円	上記区分6



◎ 農作業標準料金・賃金について

平成31年分～平成33年分の農作業標準料金・賃金

区 分		金 額	備 考
賃 金	一 般 作 業	8,800円/1日	
	オペレータ作業	1,545円/1時間	
水 稲	ト ラ ク タ ー	14,900円/10a	耕起から代かきまでの一貫作業
	側 条 田 植 機	8,200円/10a	苗、肥料委託者負担(苗運搬費含まず)
麦	コンバイン	22,000円/10a	刈取り、脱穀(粒運搬費含まず)
	ト ラ ク タ ー	14,300円/10a	耕起、整地溝切り、播種
大 豆	コンバイン	18,700円/10a	刈取り、脱穀
	ト ラ ク タ ー	17,500円/10a	耕起、整地溝切り、播種
	コンバイン	23,000円/10a	刈取り、脱穀

- ※ この標準料金には消費税は含まれていません。
- ※ この標準料金は、ほ場整備された1区画30アールを基準とした10アール当たりの料金です。
- ※ 未整備田・変形田・倒伏田・遠距離田等、ほ場条件・作物条件で割増料金を、双方の話し合いの上、設定できます。
- ※ 標準料金の適用期間は、平成31年分から平成33年分までの3年間を適用期間とします。ただし、農作業機械価格等、標準料金算定の基礎となる重要事項に著しい変動があった場合には、その都度見直しを行うものとします。

いみず野農業協同組合

【農業機械課】

新湊農機センター	82-8530
いみず野農機センター	52-0455
小杉農機センター	55-1765

【車両課】

J Aカーズ!	55-2527
(JAいみず野小杉支店 東隣)	

旅は JAいみず野旅行センターにおまかせ下さい！！

温泉旅館やビジネスホテルの手配など旅のこんなこと、あんなことお手伝いいたします

(お問合せは)

各支店またはJAいみず野旅行センターまで
(所在地)射水市北野1555-1 TEL 0766-52-0218
いみず野農業協同組合本店 第2事務所1階内